

0. 背景

- 平成30年は、7月の西日本豪雨などによる広範囲な被災が発生。土砂災害を中心に多くの人的被害。
- 昨今の自然災害の頻発・激甚化を踏まえ、治水対策と併せて、災害リスクを勘案した安全な都市形成を推進することが重要な課題であり、災害の発生のおそれのある区域（ハザードエリア）における居住や施設立地等の土地利用のあり方を検討することが必要。

1. ハザードエリアへの新たな立地の抑制（居住誘導区域など）

- 居住誘導区域の設定について、建築基準法における災害危険区域のうち建築が禁止されている区域については、法令で明示的に除外。それ以外のハザードエリアについては、都市計画運用指針（技術的助言）において、
 - ・土砂災害特別警戒区域等（レッドゾーン）については、「原則として含まないこととすべき」
 - ・土砂災害警戒区域等（イエローゾーン）や浸水想定区域等については、「総合的に勘案し、適切でないと判断される場合は、原則として含まないこととすべき」としているが、レッドゾーン等を居住誘導区域に含めている都市が存在。
- 開発許可制度については、法令で、土砂災害特別警戒区域等（レッドゾーン）内は原則許可禁止としているが、自己居住用・自己業務用は対象外。
- こうした状況を踏まえ、どのような方策を講ずべきか。

2. ハザードエリア内からエリア外への誘導

- ハザードエリア内に既に存在している住宅等について、どのように対応していくべきか。

(参考) 防災集団移転促進法に基づく防災集団移転促進事業があり、これまで、35の地区で実績があるが、すべて被災地域。

- 被災した後だけではなく、被災していなくても同事業等を活用してハザードエリアからの移転が促進されるようにすべきではないか。
- ハザードエリアからの移転を促進する場合には、立地適正化計画制度における居住誘導区域への移転を誘導をすることが望ましいのではないか。
- 防災集団移転促進事業等の行政の事業に限らず、自主的な移転を図ることも必要ではないか。
- こうした移転を促進するためには、どのような方策が考えられるか。
- 併せて、移転跡地の管理や利用をどのようにするべきか。
 - ・ 移転跡地の適正な管理・利用の促進によって、移転誘導の促進が図られる側面もあるのではないか。
 - ・ どのような管理・利用が考えられるか(例：農地・緑地等への転用など)。